

誰が自然を享受できるか
—戦間期オーストリアにおける高山植物保護
Who Can Enjoy Nature? Alpine Plants Conservation in
Interwar Austria

古川 高子
FURUKAWA Takako

東京外国語大学世界言語社会教育センター
Center for Global Language and Society in Higher Education,
Tokyo University of Foreign Studies

はじめに

1. オーストリアにおける自然保護
 - 1.1. 文化財保護としての自然保護
 - 1.2. 登山家たちの自然保護—高山植物保護
 - 1.2.1. 高山植物園の設置
 - 1.2.2. 高山植物保護法の制定要求と啓蒙
 - 1.3. 財としての自然
2. 戦間期における自然の友による自然保護の思想—高山植物保護を中心に
 - 2.1. 自然の所有と解放要求
 - 2.2. 啓蒙から法による排除へ
 - 2.2.1. 啓蒙活動
 - 2.2.2. 法の制定要求と啓蒙の可否
 - 2.3. 自然の友による下オーストリア自然保護法の受容
 - 2.4. 「自然保護法とともに出て行け」

おわりに

キーワード：登山、高山植物、オーストリアの自然保護史、啓蒙、戦間期、オーストリア社会民主党

Keywords : Mountaineering, Alpine Plants, History of Nature Conservation in Austria, Enlightenment, Interwar Period, Social Democratic Party of Austria



【要旨】

本稿は、オーストリアの労働者向け登山家協会自然の友に属する登山家が、啓蒙することで自然保護を広め、戦間期には自然保護法の制定をきっかけに高山植物採取者を「犯罪者」とみなすことで自然享受から排除するようになったその経緯を明らかにするものである。ブルジョワ層の登山家とは異なり、「啓蒙されている」ことが登山家であることの証の一つであったため、労働者層の登山家は啓蒙を重視し、協会員に対して熱心に登山道徳や自然保護を説いてきた。しかし、戦間期に入って登山の大衆化が進むと同時にドイツナショナリストとの政治的対立の過程で社会民主党から先進的な社会主義思想を受容した自然の友は、自然についての考え方を純化させ、高山植物を経済財から文化財としてみなすに至り、啓蒙をさらに強調するようになった。その際、自然保護法が重視され、価値のある文化財である高山植物の採取者は資本主義精神に侵され、啓蒙されない「犯罪者」であるゆえ、彼らには自然享受する権利がないと主張したのである。

In Austria during the interwar period there were some Socialist mountaineers who were eager to promote alpine plants conservation movements. They used at first enlightening methods in order to persuade alpine plants pickers, including some mountaineers, out of flower picking. As mountaineering became popular, however, more people picked alpine plants. Therefore, they changed the way of thinking from persuasion to judging, if alpine plants pickers could be enlightened. Socialist mountaineers accepted the more radical Socialism in the process of political conflicts between their Party and German Nationalists than before. Now for Socialist mountaineers nature became cultural assets rather than economical ones, and they emphasized the importance of enlightenment. As Natural Conservation Laws, in the states level in Austria, were gradually enacted, they regarded alpine plants pickers as “criminals”, because they have violated the law and wrested the precious cultural assets from Socialist mountaineers. Then, they did not think that the pickers should enjoy nature. In this article the processes and reasons are pursued from the texts of the newsletters, “The Friends of Nature”.

はじめに

登山家は¹⁾、高山植物である山野の花を観察することを登山の目的の一つとしていたが、その対象物を採って販売してはならないものだと考えていた。19世紀半ば過ぎまで、自然享受を求めて山に人が入ることは、私有財への侵害となり違法とされていたが、19世紀末から徐々に登山家や山歩きを好む人々が増え、自然が公共財であるとの意識が生まれ、自然享受は肯定されていく。そして、世紀転換期以降、高山植物に商品価値があることが判明すると、それらを

採取して駅や街中で販売する貧農が出現するようになった。そのため、各地で「観るべき価値」があるとされる高山植物が減少し、種の保存という観点も加わって高山植物を保護する動きが起り、オーストリア＝ハンガリー二重君主国の領邦レベルで保護法が制定された。貧農の行為は法で罰せられたが、自然享受の方は「私有財としての自然」からあらゆる人々が享受すべき「公共財としての自然」へと考え方が変化し、法によって保護されるようになったのである [古川 2009]。

第一次世界大戦後、共和国となったオーストリアにおいて有給休暇や 8 時間労働制の導入、交通手段の発達などにより、レクリエーションとして自然の中に足を踏み入れる人々が増加し、自然享受可能な人々の範囲は拡大していく。すると、山歩きのルールを護らない人々が増え、また高山植物の採取販売を生業にする人々も出現した。そこで、公共財としてみなされるようになっていた自然を護るための自然保護法が各地で制定され、公共財の享受者として想定されていた人々の自然享受の権利が次第に優先されるようになった。自然保護を推進する側は、保護された高山植物を無許可で販売するのは、自然享受の権利を侵害する行為だとみなし、高山植物販売人を自然の美を理解しない啓蒙不可能な人間だと主張した。オーストリアにおいて労働者層の健康改善のための登山や自然保護活動を進めていたオーストリア社会民主労働党（以下、社会民主党と略記）の登山家協会自然の友 *Der Touristen-Verein „Die Naturfreunde“* は²⁾、世紀転換期の設立以来、会員が教養のない人間とみなされないように、自然科学を学習させ、自然の美を理解させるよう努力してきた [古川 2002; 2008]。しかし、戦間期には大衆化の波によって、その努力が水泡に帰したとみなした自然の友は、1924 年の下オーストリア自然保護法の制定を機に、自協会の会員に対する啓蒙を断念するようになっていく。

自然の友の自然保護活動についてはこれまでブルジョワ層の登山家協会の活動を模倣し、彼らと協力しながら労働者層にも自然保護を広めた良い存在として描かれてきた [Wunderer 1980; Bensel 1985; Straubinger 2009]。もっともエコロジーを本格的に主張する研究者は、自然の友の行った自然保護は資本主義生産を肯定するものであり、ナチに連なる前工業的な故郷の自然との共生を賛美した保守反動的な市民層と共闘するものだったとして批判した [Linse 1986; 1991; 1993; Zimmer 1991]。しかし、これらの研究は、自然の友を登山家協会としては捉えていない点に問題があった。労働者のための登山を推進する団体として誕生した自然の友は、既存のブルジョワ登山家協会と同等に登山をするために、多大な努力を傾けたが、自然保護活動もそのうちのひとつの手段だったのである。19 世紀半ばにハプスブルク帝国において登山を始めた人々は、ウィーンから遠いアルプスにまで行くことができる裕福な教養市民層であり、彼らは教養を高め人格を涵養するための鍛錬として登山をみなしていた。登山は高尚な文化だと考えられていたのである [古川 2008: 463-465]。自然の友の会員となった人々は、登山家たち

が自明のものとしていた自然科学の知識や自然美に対する感性、あるいは高山植物は保護すべきだといったルールを知らなかったため、協会として啓蒙活動を重視し、自然を財とする見方も含め会員に教授し、登山家を創り出そうとする努力を行った。ブルジョワ登山家は啓蒙されている、という前提があったので、彼らに追いついて、見下されないようにするためには、啓蒙された登山家を輩出できるか否かが重要な問題となった。そこから、登山が大衆化しはじめる戦間期にはブルジョワ登山家たちとは自然保護について異なる見解が生み出される。それは、自然享受の可能性を啓蒙されるか否かという基準で判断していくという論理である。貧しいかどうかは問題とされず、貧しくとも啓蒙可能な人々には自然享受は可能だと判断された。しかし、いくら啓蒙しても啓蒙されない人々は「大衆」のままであり、彼らを自分たちとは異なる人々だと認識した。いわば、ブルジョワ登山家たちと啓蒙を通じて一体化することで、「非啓蒙者」を創り出して差異化し、排除していったのである。

小稿は、自然の友が示したこの論理が生み出される過程とその理由を考察するものである。なぜ、排除する人々を生み出したのか、という問いに答えることは、戦間期オーストリアにおける社会民主党とドイツナショナリストの対立に巻き込まれた自然の友の苦悩および自然思想の変化、すなわち、環境としての「外部の自然」を人間という「内部の自然」に利用するという環境決定論が徐々に強化され、そこに遺伝論が重なり合って優生保護論へと至るその歴史的变化を辿る上で重要な契機になると考えられる [Baader 2007; Turda 2010; MacEwen 2012]。このような大きな変容の兆しとなる「排除」の論理を自然の友が有していたことを明らかにしている研究はこれまで管見の限りでは存在しない³⁾。

以下、オーストリアにおける自然保護が文化財保護として開始され、登山家の関心によって高山植物保護もそこに含まれて保護される過程を先に検討し、次に自然の友の自然保護思想に焦点を当ててその独自の論理を考察する。

1. オーストリアにおける自然保護

1.1. 文化財保護としての自然保護

オーストリアにおける自然保護の起源は、1853年皇帝フランツ・ヨーゼフ一世による文化財保護の命令で設立された帝国記念建築物調査保存中央委員会（1910年から帝国文化財保護中央委員会）にゆき着く。この委員会は19世紀後半を通じて他の省庁とも協力しながら、文化・歴史的記念物への調査・保存を進め、1911年にその委員会内に国立文化財記念物局が作られ、第一次世界大戦後の1923年に連邦記念局となった。一方、二重君主国時代から国家機関の天然記念物保護に対する関心も高く、1903年5月文部省 *Unterrichtsministerium* が天然記念物保護に関する命令を出し、保護に値する地域や植物の目録作りを行うよう各領邦に依頼した。オース

トリア各地の天然記念物の目録作りは、各地の観光協会に加えて、オーストリア・ハイマート保護協会連盟（1913 年設立）内の自然保護専門部（1917 年設立）が携わり、そこにシュレージンガー（Günther Schlesinger: 1886-1945）が加わったことで本格化した。1923 年には組織的改変が行われ、自然保護専門部が国家機関である連邦記念局に統合され、同年には彼がその主任に着任した。シュレージンガーは、下オーストリア博物館で学芸員として教育に配慮した博物館での展示方法を考案するなど精力的に仕事を行うとともに、自然保護思想を重視し、自然保護に関する講演や執筆活動を行い、保存されている天然記念物と景観とを結びつけて価値を見出そうとした。戦間期にはウィーン・下オーストリア自然財保護連盟（1922 年設立、1927 年からオーストリア自然保護連盟）を創設して、各地に分散していた自然保護団体を統轄していった [Schlesinger 1921; 1941; Brückler 1989] ⁴⁾。下オーストリア自然保護法は⁵⁾、シュレージンガーが法律家と協力しながら作ったものである。そこにははじめて天然記念物保護という条項が入り、天然記念物となった高山植物や貴重な鳥類を含めた動物が挙げられ、動植物の保護や景観保護が唱えられ罰則規定もあった。1935 年までにはシュタイアーマルク州を除く全州で自然保護法が成立したが、この下オーストリア自然保護法はナチ支配下で制定されたドイツ帝国自然保護法の模範になったと言われている [Farkas 1992: 143-144]。

シュレージンガーは、自然保護を担当する国家官僚であるとともに、オーストリアの自然保護協会を束ね、法制定に努力したことでオーストリアの自然保護活動の創設者と呼ばれている [ÖTZ 1928(5): 65]。また、彼が指導した自然保護連盟には自然の友に加え、当時ドイツ語圏で最大の登山家協会であったドイツ・オーストリアアルペン協会（以下、アルペン協会と略記、1874 年設立）会長グッテンベルク（Adolf von Guttenberg : 1839-1917）が、手つかずの自然を残すことを目的に創設に関与したオーストリア自然保護公園協会（1912 年設立）から発展したオーストリア自然保護同盟も加わっているところから、登山家協会は、自然保護に関心を持ち、自然保護活動を行っていたといえるだろう [Farkas 2013: 14-18] ⁶⁾。

1.2. 登山家たちの自然保護-高山植物保護

登山家たちが関与した自然保護活動は自然保護公園の設立ばかりではなかった。彼らは何よりも登攀途中で観察される高山植物を維持したいと願っていた。しかし、登山者が増加し、美しく可愛らしい高山植物に関心が高まると、それを手元に採って、できれば持って帰りたいと望む人々も出現し、さらに、商品価値の高まる高山植物を根こそぎ取って販売する人々が出現するようになった。そこで登山家たちは、一方では高山植物を維持し、増やす方法を考え出し、他方では根こそぎとって販売する人々に対する警告から、採取を禁止する法律の制定を求めるようになっていく。

1.2.1. 高山植物園の設置

高山植物の維持や栽培を望む登山家たちは、1870年代から自ら所属する登山家協会の避難小屋の近くに高山植物園を開設し始めた。ここでは、高山植物を知らぬ人々にその存在を示すとともに、専門家による実験を経て、高山植物を園芸商品として開発・販売することで山地の人々の生活を援助することも意図されていた。ブレンナー峠のマトライで最初の栽培が始められ、世紀転換期には下オーストリアのラックスにあったアルペン協会ライヒェナウ支部小屋の敷地内に高山植物園が設置された。その指導にはウィーン植物園長等があたったが、中には数千種の高山植物を育てていた植物園の例も報告されている [NF 1902: 29; 1913: 291; Tschofen 1999: 119-120; Gidl 2007: 222-224]。その頃までにはアルペン協会をはじめとする登山家協会からの高山植物への関心が高まり、栽培や販売にも深く関与していった。1900年、アルペン協会により高山植物保護協会が支部の一つとして設立されるが、そこを指揮したのはウィーン農業大学校教授でもあったグッテンベルクであり、彼は高山植物に関する文書やプラカートの出版、展示会の開催、植物園設立、関連図書収集、講演用スライド作成などを行って登山者や地元民を啓蒙するとともに、演習中の軍が大量に高山植物を採取しないよう官庁にも要請活動をおこなった [Gidl 2007: 258]。自然の友の協会誌『自然の友』にもこの高山植物保護協会についての記事が掲載され、構成会員数を示すなど、高く評価していた [NF 1904: 126]。しかしながら、高山の植物を低地の都市に移植することで、外見が変化することなどから栽培の困難さが徐々に判明し、植物の種を標高の影響から護り、他の植物の種と交雑させてより強いものを作るべきだといった意見から品種改良が行われるようになったが、そうなるに純粋種が求められてその価値が上がり、結局、採取が止むことはなかったのである [Tschofen 1999: 119-120]。

1.2.2. 高山植物保護法の制定要求と啓蒙

アルペン協会では高山植物園を開設しはじめた頃から、利益目当ての高山植物販売人に高山植物の採取・販売を止めさせるように啓蒙すべきことが説かれ、1877年政府に対し法的規制を求める植物保護法制定の陳情が始められた。1878年にはグッテンベルクが属していたアルペン協会オーストリア支部が、学校の校庭に高山植物を植え、生徒にこの問題を教えることを提案し、また山岳ガイド大会や教習コースにおいて植物保護の重要性を強調し、会員に対しても協会誌を通して情報を与え、注意を促した [Gidl 2007: 256-258]。

80年代に入るとザルツブルクでエーデルワイス保護法(1886年)が成立し、下オーストリアでも「根付きのまま掘り起こしたエーデルワイス」の販売が禁止された。また、法律で指定されていない植物を採取した場合には、1852年に出された森林法により私有財産への侵害として罰金あるいは拘留が科された。1905年1月下オーストリア高山植物保護法が制定されたが、そ

ここでは根や芽を含む高山植物の採取や売買は禁止され、もしそれに違反した場合は罰金も科すという内容をもっていた [古川 2009: 205-207]。しかし、あまり効果がなかったため、1908年にはこの法律に掲載された花々を描いた掲示物をウィーン市参事会が動植物協会に依頼して作成し、無償で各所に配布した⁷⁾。そうすることで高山植物の採取を少しでも減らしたいと願っていたのであろう。だが、相変わらずウィーンの市場や花屋でもこれらの花が販売されていたことが報告されている。1914年には鉄道省令で、駅での高山植物販売が禁止された。こうした禁止令が出ることは、保護の意識は高まったとはいえ、それだけ販売がなされているという事実の裏返しでもある。また高山植物保護法や命令には学術目的、薬用などの例外事項、量の規定や根付きかどうかといったことも定められていた。領邦単位の法律であったため、花を摘んで別の領邦に降りれば法規定に触れない場合もあり、なかなか規制するのは難しかったのである [NF 1907: 134; 1908: 112; 1909: 15, 279-281; 1910: 103-104; 1914: 114]。

1912年アルペン協会大会では、栽培されたものを別にして根付きかどうかに関わらず高山植物の販売を禁止し、駅、市場、花屋やその他の販売所にも適用されるべきだという決議が行われた。1913年には内務省、農林省、軍務省および南鉄道の管理部宛にその内容を記した請願書を送っている。また国民学校や中等学校に対し、高山植物や天然記念物を育成し保護することを啓蒙すべきだとする決議も翌1913年の大会で行われた [Gidl 2007: 257]。

こうして登山家たちの自然保護は高山植物を中心に進められ、栽培して維持するか、採取を阻止する法律で規制しようとしたが、保護の実施が難しい場合もあったため、同時に道徳に訴え啓蒙することが求められたのであった。

1.3. 財としての自然

オーストリアにおける自然保護は、文化財保護事業内で天然記念物保護の一環として開始され、地域を保護するハイマート保護と結びついたため、地域の財としての自然という発想が生み出された。それは下オーストリアを中心に活躍したシュレージンガーの経歴からも窺えるが、以下、地域振興と財としての自然がどのように結びつけられていたのかを検討し、財という見方について自然の友がブルジョワ層とは若干異なった観点をもつようになったことを提示してみよう。

先述した1903年の文部省による目録作りの命令は、既存の高山植物保護法に倣い、審美的美しさと科学的関心また経済的保護に値するもの、さらに地質学的価値のあるものを天然記念物として公的に保護するという内容を持っていた。また、1893年の時点で領邦シュタイアーマルクの観光促進協会会長は、自然享受や余暇のために訪れる諸領邦の自然は経済財に属するものであり、それは地域住民の収入になるゆえ、その財の力を維持し、できるかぎり上昇させることが重要で

ある、と記している [Müller 1974: 31]。つまり、国も地域の有力者も自然を美しいままに維持・保存するのは、それが財であり、商品価値があるから保護に値すると考えていたのである。

オーストリアでは、1870年代から領邦単位で観光促進のための組織ができ、1896年には鉄道省に観光対策部局が設けられるなど、観光促進策が徐々に進められていたが、それと文化財や天然記念物の保護とは一体のものだった。観光振興策は教育の面にもおよび、1913年には文部省から小学生に対して、観光客に対する振る舞いを注意させ、地域の自然や事象を学ばせるようにという命令も出されていた [NF 1913: 262]。これより以前 1884年にシュタイアーマルク芸術産業協会会長は、観光促進会議で住民を啓蒙・訓練することで旅行者に魅力的に思われるようすべきだ、と主張していたが [Müller 1974: 31]、この1913年の文部省令は、地域観光のための自然、すなわち財を国家レベルにまで引き上げ、自然を間接的に販売するツーリズムを通して国有財産を殖やそうとしたものだったことがわかるだろう。

さて、自然の友は登山家協会として自然科学の学習を会員に勧めるために1909年には博物学支部を設置する。その一方で、自然保護のための行動規範を雑誌に連載し、動植物の保護に努めるよう促した [NF 1909: 272-274; 1910: 129, 151, 258-267]。しかし、一方で鉄道開発を肯定し、アルプスの山塊を貫くトンネルや鉄道建設の際に、犠牲者が多くでていることは記しながらも、鉄道や列車は諸民族 *Völker* を相互に近づけ、実り多き文化活動を行うための象徴となり、人間の英知と粘り強さを示す、と賞賛した。また、オーストリア国有鉄道運賃の値上げに反対して、「人々の健康は国民の財産 *Nationalvermögen* と内的に結びついており、新鮮で清浄な空気を享受する機会が、彼らの健康を維持し、国民の財産を育成するのだということをオーストリアの大臣はどうもよくわかっていないらしい」と述べ、戦艦や武器といった高価なものを買うより、人々の健康増進の機会を与えるべきだと主張した [NF 1908: 104, 129-132]。このように自然の友は、第一次世界大戦前から自然が人々の健康を改善するのに役立つことを認識し、それゆえ「国民の財産」であるという発想を有していたものの、鉄道開発によって地元が生じる害を等閑視し、あくまでも鉄道を利用して自然にアクセスする登山者や都市の人々の視点から自然保護を推進したのであった。

ところが、そういった見方は第一次世界大戦を通じて変化し、地元の人々のためのものとなっていく。1918/19年の秋から冬にかけてウィーンでは、敗戦と君主制の崩壊によりウィーンの森にあった皇帝領狩猟区ラインツ動物公園が解放されるとのうわさが住民に伝わるや、空腹を抱えた彼らは塀を乗り越え中に入り込み、生木を切り倒し、動物を捕まえ始めた。そうした状況を憂慮した社会民主党の新首相で自然の友の設立者の一人であったレンナー (Karl Renner: 1870-1950) は、自然の友に対し、ウィーンの森を管理するよう依頼した。その際、自然の友はそこにある動植物を種として保存することの重要性に加えて、ウィーンの森の木々が「私たち

の肺のために必要な息を吐き出してくれる」ことを肝に銘じ、森が私たちの未来の一部であり、健康の条件であることをウィーン市民に対して提示し、自分たちが国有財産の監視の役目を言いつかつた上には、「人民一般の価値ある宝」を維持できるよう監視しなくてはならない、と述べた [NF 1919: 116-117; M. Wien 1919 (11/12): IV-V]。

一方、戦間期にシュレージンガーは、1928 年登山家協会の一つであったツーリストクラブにおいて「自然保護と観光」という講演を行ったが、そこでは自然保護や景観保護の美的科学的価値、そして実際的な国民経済的な価値も重視して発言した。彼は、自然保護に理解のない大衆の遠足により、自然の中にゴミが散らかり、缶などで動物がけがをし、また入ってはいけない場所に入り込んで無思慮に自然環境を破壊するために、農林業や狩猟が妨げられ、ボートや水泳により漁業が被害に遭うなど経済的にも悪影響が出ているゆえ、自然保護を大衆に理解させるべきだと主張した [ÖTZ 1928 (5) : 65-66]。

上の自然の友とシュレージンガーの自然理解の仕方を見ると、両者は共に自然を財としてみなし保護しようとしているが、シュレージンガーは経済財としての自然という見方を維持しているのに対し、自然の友は経済財としてよりも文化財に近い見方、つまり地域の人々の道徳性に訴え啓蒙を重視するようになっていることが理解されるだろう。このように、戦間期になると自然の友とブルジョワ層の諸協会との間に財に対する見方が変化してくるのである。

オーストリアにおける自然保護は国家によってまず文化財保護の一つという形で始まり、特にツーリズムと結びつけられて発展していった。登山家協会は高山植物保護において保護法制定と栽培・新種開発という二つの方向からアプローチしたが、ともに困難にぶつかり、結局、啓蒙に訴えなくてはならなくなった。また、登山家協会は経済を推進する側と同じく、自然を財としてみなす点で一致しており、その背景にはツーリズムが経済発展をもたらすものであるという認識があった。しかし、「財としての自然」の節でみたように、自然の友は、第一次世界大戦後には、貴重な経済財としての自然、ツーリズムのためだけの自然保護という認識から、種の保存と自然が人々の健康を維持するために重要であるゆえ、その保護を道徳的に訴えて啓蒙を促進する方向を強めていくのである。

2. 戦間期における自然の友による自然保護の思想-高山植物保護を中心に

2.1. 自然の所有と解放要求

自然の友にとって自然を保護する、という考え方は、ブルジョワ登山家協会と同じく貴族や大土地所有者による自然の独占を解放させ、一般の人々にも自然享受を広げようとするところから始まった。彼らは、大土地所有者による登山道の通行止めを解放させる闘争では共闘し、

自然へのアクセス権を労働者層まで拡大しようとした [古川 2002; 2009]。通行止め解放闘争は第一次世界大戦後、いくつかの大きな登山家協会と狩猟協会との話し合いにより、一応解決がつき、それ以降『自然の友』誌にも期間限定の通行禁止記事が掲載されるだけになった。しかしながら、自然保護という観点から見たとき、土地所有者は相変わらず大きな土地を持ち、それを自由にする権利を有しており、材木販売や製紙業の原料として木を伐採し、投機や資本主義的経済・産業発展のためダムや道路などを建設するために土地を売り、自然を破壊し続けていた。そして、共和国となり、身分的には平等になったが、労働者は美しい自然を享受する機会からまだまだ排除されている、と考えられていたのである。

ウィーンに住む自然の友の論者フェルヒは、1922年、一般人が未だに自然や土地からを隔離されている状態が法律で承認され、保護されていることに異議を唱えた。たった一人の人間が、普通の人々の数千倍もの自然を所有しているにも関わらず、他人がそこを利用するのを拒否し、排除している事実を抗議し、こう述べる。一般人が自然の相続から排除されてきたことに抵抗するのは、精神論的に聞こえるかもしれないが、そうではない。精神的なものは経済的なものと結合しているのである。現在、土地所有者、すなわち農業経営者や司祭たちは保守的になっており、そこに反動的な政治的砦を作ろうとしている。それゆえ、彼らのおごりや自己利益追求欲を表面化させ、私たちが土地から排除されていることを示す必要がある。通行禁止にされた森や野原、光や空気を求め、太陽を眺めたいという尽きぬ憧れが、これを可能にする。つまり、私たちの自然への希求が、自己利益追求者による自然や社会秩序からの排除に対して闘う力を生み出してくれるのだ。全般的な教養の向上と自然への憧れが大きく膨らめば、賃貸兵舎のような家 *Zinskasernenheim* での生活では飽き足らなくなり、自然享受の権利要求の闘いを起こすことになる。これは自然に適ったものであり、私たちの勝利は間違いない。なぜなら自然の法則の最終的な目的によれば、自然は勝者のままであるに違いないからである [NF 1922: 2-3]。

この著者は、自然享受への欲求に精神的な「史的唯物論の土台」を見出し、最終的にその闘いに勝利するであろう自然とともに闘う一般人も同様に勝利すると主張し、自然を占有している土地保有者が「自己利益追求者」だとし、彼らが一般人の自然享受を妨げていると述べているが、やがては同じ発想が高山植物を採取して販売して生活する貧しい人々にも向けられていくのである。

2.2. 啓蒙から法による排除へ

2.2.1. 啓蒙活動

第一次世界大戦中から戦後になっても高山植物の大量採取は続いていた。栽培したものと自

生しているものとの区別をつけることは難しく、自生の植物採取を法律で規制するのほとんど不可能だったので、エーデルワイス栽培や輸入も盛んに行われていた。自然の友では各地の高山植物保護法の決議や高山植物の市場での販売禁止等の取り組みを機関誌に掲載し、鉄道省による花行商の鉄道利用を禁止する方針も是認した。敗戦直後の 1919 年には、1915 年のシュタイアーマルク高山植物保護法が知られておらず、高山植物が根こそぎ採取されることで、種の絶滅を招くゆえ、それを阻止すべきだと述べるグラーツ支部長に対して『自然の友』編集長が同意して、自然保護を行わない自然の友は自然の友でない、と主張した。特に高山植物は天然記念物であり、その独自性を維持する必要があるにもかかわらず、それを採取するのは、「最も危険な敵」であり、それは「自国の人間」だというのである [NF 1915: 21, 72; 1916: 199; 1919: 15, 73-74, 92; Tschofen 1999: 115-117]。

1920 年、シュタイアーマルク州観光連盟は、州政府に対して行政下部機関が高山植物保護を推進するよう要求し、それを受けて上のグラーツ支部長は、採取し販売する人々を「花泥棒」と呼び、彼らは慣習として商売をしているので、自制するよう啓蒙しても無理だから法的規制をするべきである、と訴え、また登山家協会に属さない一般大衆に対しては、啓蒙するよう主張した。こうして戦後まもなく、啓蒙して改善可能な人と改善が期待されないゆえ法で規制し罰を与えるべき人への区別が始まったのであった [NF 1920: 27]。

1921 年にはザルツブルク州ハーゲン山地で根絶しかかっているエーデルワイスを保護するために所轄の役所が、警官や狩人たちによる組織的監視を計画していることが報告された。それに対し自然の友は、会員に決して高山植物を採るようなことをせず、また他の人々にも採取しないよう教えることを要請し、もし採取すれば、現地住民に不信感や嫌悪感を与える行為になるゆえ、慎むべきであるという啓蒙を続けた。またウィーン近郊の山でもジャクナゲが減少していることを嘆き、ハイカー Ausflüger がリュックに花を詰めて帰るのを目撃した会員の報告を『自然の友』誌に載せ、「天然記念物で商売するのは罪」である、と主張した。法や命令による花の採取禁止を忘れている人々が、メードリングで警官から高山植物を取り上げられたとする報告に対しては、自分たちにも花を楽しむ権利があると考えたハイカーは、そうすることで野原だけでなく文化をも破壊することになるのだ、と警告した。さらに、季節がよくなり大人も子供も外に出る時期ゆえ、人の手本となる会員は、遠足の際に花を摘むといった恥ずかしい行為をしないように、私たちのハイマートの美しさや花を楽しみたい人は誰にでも注意することで啓蒙し、彼らに良いお手本を示さなくてはならない、とも述べた。[NF 1921: 43; 1922: 42-43; M. Wien 1922 (5/6) : III-IV]。自然の友の会員を、一般大衆であるハイカーと区分し、啓蒙する側に立つリーダー的存在であるとみなして、会員の自覚を促そうとしたのであった。

2.2.2. 法の制定要求と啓蒙の可否

1922年になると保護法制定の要求が開始される。まず、クリスマスローズやリンドウが大量に採取されていることに対し、自然の友は1905年に制定された高山植物採取禁止の州法を喚起し、「漏れる穴のない法律が必要だ」とウィーン諸支部に注意を喚起し、翌年開かれた協会大会においても下オーストリア・トライゼン支部から提出された高山植物保護のための法的措置促進に関する動議を承認した [M. Wien 1922(5/6) : III; NF Protokoll: 1923]。

自然の友は、このように、山行や山歩きの最中に花を採ってはならないと啓蒙する一方で、1924年には前年5月に議会で承認されたシュタイアーマルク高山植物保護法において保護の対象となった高山植物の名前を挙げ、根こそぎ採取の禁止を周知させるようにグラーツ支部長が伝えてきたことを誌面に載せ、絶滅の危機を訴えた。1925年の誌面では1924年に制定された下オーストリア自然保護法に高山植物保護の規定が入り、もし違反する場合は、罰金か禁固刑が科されることを伝え、この法律についても会員に注意を喚起しつつ、高山植物の大量採取と大量販売、さらに売れ残りが大量に捨てられている事態を批判し、阻止するための自然保護法を各地で制定させるため、政党や政治家に訴えると主張した。実際この年の始め、ウィーン支部はゲマインデ（地区の役所）に自然保護法の施行と法的保護が必要な花市場や商店での販売を禁止するように陳情していた [NF 1923: 29; 1924: 105; 1925: 22-23; 100; 1926: 33; Happisch 1970: 199]。

徐々に立法要求が強まる中、エーデルワイス保護について強く訴える文章が『自然の友』に掲載された。その論者はこう述べる。エーデルワイスを根こそぎ採取するのは、登山家だと言われているが、本当に悪いのは大量の花を駆て売る地元の人々や牛飼いの少年といった啓蒙されていない山の住民であり、彼らこそ植物保護について何も知らず、大量のエーデルワイスを帽子に指すことを誇りに思い、しおれてしまっても新しいのを取り替えればよいと考えている。絶滅の責任は彼らにあるのであって、登山家が小さなエーデルワイスの花束を家に持って帰ってもなんら問題はないだろう、と。この自然の友会員は、本来、採取してはならないエーデルワイスの花を登山家ならば、啓蒙されているから摘んでもよしとし、登山家である自分とそれ以外の人々を差異化して、彼らを「食欲」であり、「愚かな破滅をもたらす資本主義の精神がこのような山地にまで及んでいる」と批判するのである。そして自然保護を「文化」だとし、会員に花や木々を大事にする共闘者となるよう促した。また、ウィーン支部のニュースレターには制定された下オーストリア自然保護法が二年あまりおいて施行されるにあたり、具体的な条文が掲載され、採取、収集してはいけない動植物の種類が挙げられ、会員に注意を喚起するとともに、この法によりはつきりと売買が禁止されれば、「私たちの花」が背負い籠でウィーンに運ばれ、市場で売られることはなくなるだろう、とも記載された [NF 1926: 224; 1927: 78; M.

Wien 1927 (3/4): IV]。

こうして高山植物保護法や自然保護法が徐々に成立し施行されるにしたがい、自然の友は財としての自然についての見方を変化させていく。戦争直後のウィーンの森の管理の際に示された道徳性に訴え、人の肺を強くする「人民一般の宝」を護ろうとする態度から、自然保護を「文化」と称することで、文化財としての自然を前面に押し出していくのである。その際、啓蒙されていない高山植物採取者は「資本主義の精神」によって侵されているゆえ、「悪者」であり法律で裁かれるべきだと主張される。つまり「資本主義」＝「悪」＝「犯罪」、という発想から「社会主義」＝「善」＝「啓蒙」が照らし出され、この対比でもって自然を「経済財」か「文化財」と分けて考えるようになったといえる。「啓蒙された」登山家は、少量ならば絶滅させることはないことを知っているので、採取してもよいと主張し、自然を文化財だとみなせる人々には啓蒙していくと主張することで自らの行為を正当化したのである。そして、その反面、啓蒙不可能な人々は「資本主義の精神に侵され」、貴重な「文化財」で商売する手に負えない不道德者であるゆえ法で罰せられるべきであり、自然享受するに値しないゆえ自然享受から排除してもよい、と判断するようになった、といえる。大土地所有者を「自己利益追求者」と呼んだフェルヒの発想を借りれば、野に咲く高山植物を販売する貧しい人々も「文化財」としての自然を採取するゆえ「自己利益追求者」となるだろう。それは双方とも「啓蒙された」人々の自然享受を妨げる存在だったからである。

2.3. 自然の友による下オーストリア自然保護法の受容

自然の友は上述したように下オーストリア自然保護法の成立と内容を『自然の友』誌で詳細に伝えるとともに、成立に尽力したシュレージンガーの功績を称えた投稿者の文章を掲載した。編集後記のコメントでは、この法律では法を犯した場合には刑罰が科せられることを強調するとともに、この法律のおかげで回復できない原初的な自然の破壊、旅行者によるゴミの放棄、自然景観内へのけばけばしい大きな看板設置等が行われなくなるだろう、と述べ、「土地を持たない貧しい田舎の住民が、たとえば花かごいっぱいクリスマスローズを入れてウィーンに持って行き、花を売って一つぼみ 500~700 クローネ儲ける、といったことをして、誰が気分を悪くしないだろうか」と書き添えた [NF 1925: 22-23]。自然の友編集部も会員のフェルヒと同じく、貧困ゆえ生活の足しに高山植物を販売する人々を、自然享受を求める人々を土地から排除する大土地所有者や資本家たちと同じ側にあると、みなしていたことが理解されよう。

1928 年、『自然の友』誌で植物学を論じてきたヴェーゼリー August Wesely は、天然記念物とみなされるものを具体的に挙げ、それらを保護するように訴えた。そして、景観や動植物など貴重なものが豊富にある地域を自然保護公園とすること、そしてとりわけ価値がある、もしくは

は珍しいものを見出し、それを評価すること、また、観察や調査を行うことで天然記念物の価値を高め、広く知らしめ、自然保護思想をより多くの人々に伝えることが重要だと主張した。ヴェーゼリーが、動植物を貴重かどうかで分類し、その中で貴重であるとみなされたものが天然記念物に指定されることで価値が上がると思っていたことは明らかである。つまり文化財である自然は、保護されることによってより価値が上がるのである。だが、彼は、一方で天然記念物は「すべての人々の関心事ではない」とも述べている。それらを天然記念物とみなせるのは、「自然とその創造物との内面的な交流によってのみ獲得できる観察力」がある人々だけであり、そういう人々こそ山行や山歩きを通じて自然享受を行おうという意思がある本当の自然の友なのであった [NF 1928: 82-83]。

このように見てくると、自然の友の論者たちは、天然記念物の対象をより貴重な文化財だとみなし、さらに、その価値が解る人のみが自然保護を行え、自然を享受できる人々だと考えていたことがわかる。「啓蒙された」登山家＝自然の友会員は、天然記念物の真価がわかるゆえ、貴重な動植物を大量に採るようなことはしない自然保護の推進者であり、自然を享受したいと願う「啓蒙される可能性」のある人々を自然保護へと導く能力の持ち主だとも自負していたといえるだろう。

2.4. 「自然保護法とともに出て行け」

最後に『自然の友』誌に掲げられた「自然保護法とともに出て行け」というコラムから、「啓蒙され得ない」人々に対しては自然保護を推進するための啓蒙を断念した経緯を考察する。

自然の友は、『自然の友』1925年5/6月号において、「自然保護法とともに出ていけ」という編集部執筆の記事を掲載した。その前半では、これまで自然の友は絶え間ない教育活動により、多くの会員に対して自然の意味や動植物に対する注意を喚起することに成功してきたが、それらを学ばない会員がまだ存在し、彼らが花を採取しないようにするためには、教育活動は役に立たない、ということがわかった、と断言する。そして後半部分では、高山植物の採取を止めさせるには立法しかなく、そのために政治家や政党に陳情していく、と主張した [NF 1925: 100]。すなわち、この時点において、自然の友は啓蒙可能か否かの区分を会員にまで広げ、啓蒙されない会員に対する啓蒙を止めると宣言したのである。実際、この文章が掲載された翌月号から、第一次世界大戦前より断続的に続いていた自然思想を説く特別コラムが中止された。そして、この「自然保護法とともに出て行け」が掲載された前後から、自然保護を啓蒙して説こうとする態度を止め、高山植物を文化財とみなし、それを根こそぎ採集する販売者を資本主義精神に染まった悪人だと主張するようになった。ここではその理由を二つ挙げてみよう。一つは、自然の友と社会民主党の間にあった関係の変化であり、もう一つは社会民主党が進めていた先進

的福祉政策の思想を自然の友が受容しはじめたことである。

戦間期オーストリアは世紀転換期に始まった大衆政治運動が本格的に開花し、社会全体を政治化した時代だと言われている。アルペン協会もそれにもれず、オーストリア支部に急進的なドイツナショナリストが入り込むことによって協会全体の政治化が始まった。社会民主党を敵視したその指導者は、それまでアルペン協会が自然の友他の登山家協会に与えていた避難小屋を会員料金で利用させる割引料金制度を 1923 年に廃止してしまう。そのため貧しい自然の友会員は数多くあったアルペン協会の避難小屋を使えなくなるという事態に陥る。そこで自然の友は、ウィーン市政を執って力をつけた社会民主党に依存しながら避難小屋を建設していく。第一次世界大戦前には、アルペン協会オーストリア支部と親しく、その傘下にあったといってもよい状況から、1923 年以降は一転して党に頼らざるを得なくなったのである [古川 2014]。それに伴い社会民主党の先進的な社会主義思想も受け入れ、階級闘争や未来の社会主義的世界を目指す発言を行うようになっていった。そうした変容を通じて、資本主義を悪とみなし、経済財ではなく文化財としての自然という見方を強く押し出すようになったのではないか。いわば、文化財としての自然を強調したのは、登山家協会としての自然の友が党に依存しながら避難小屋を建設していく際の手段の一つだったと考えられるのである。自然の友は、避難小屋建設を通じてツーリズムを促進していたのであり、本来なら経済財としての自然という表現を用いてもよいはずであった。しかし、それをせずに、資本主義を批判し、社会主義を善きものとする見方を採用した。そこには、小屋建設のための資金を出してくれる党への諂いに似た配慮が働いていたのだと考えられる。

もう一点は党の先進的思想の受容とも関係するが、上述した自然思想を用いて啓蒙するコラムの執筆者であったカラロ Angelo Carraro との断絶という問題である。カラロは、「自然の法則」を用いて自然の世界を説き、そこから実存社会へと敷衍させる穏やかでリベラルな自然思想の持ち主であった [古川 2002; 2008]。だが、彼は党の存在を嫌うアナキスト的な思想も持ち合わせていたところから、党と対立するに至る。そのため、自然の友との関係も途切れていくのである。その代わりに自然の友は、環境決定論的な思想、環境としての「外部の自然」を人間である「内部の自然」へと利用するという思想を本格的に導入し、しかも、啓蒙よりも階級闘争のために身体運動を通じて心身増強する手段として自然を活用すべきことを主張する論者を採用するようになった [NF 1926: 69-72]。また、社会民主党市政下での社会福祉政策を担ったタンドラー (Julius Tandler : 1869-1936) による優生保護思想や社会工学的思想も自然の友は受容し、青年時代の鍛錬によって老人になってからの介護費用を減らす、といった思考もなされるようになっていった [NF Protokoll 1932]。自然の友は、1933 年にはウィーンの森に広がった入植活動によって景観や森が破壊されている状況を批判するブルジョワ登山家の意見

をある程度肯定したが、一方で、ウィーンの森は人々が遊び、スポーツを行って健康維持するために必要な土地である、として遊び場や運動場を必要とする若者たちの利用を優先する態度をとるようになった [M. NF 1933 (3/4): V-VIII]。この時「人民一般の宝」であったウィーンの森は、将来の社会の担い手である青年たちのための存在となったのであり、啓蒙を断念し、心身の増強を図ろうとする党の方針に同意したことがはっきりと示されたのである。

このように「自然保護法とともに出て行け」というコラムは、戦間期オーストリアが抱える政治的ならびに社会思想的な問題とも深く関係していたのである。

おわりに

自然保護は、1870年代から貴族やブルジョワジー等の大土地所有者が自然享受を専有していることに対してそれを一般に広げるところから始まった。自然は文化財であり公共財であるとされ、自然享受者の範囲は普遍的なものだとされていたが、実際に自然を享受できる人々は中上層に限定されていたため、啓蒙により自然保護は普及可能だとみなされていた。文化財である自然は経済財でもあり、ツーリズムを振興しようとしていた登山家もそれを承認していた。登山家にとって文化財であった高山植物は、地元民に経済的還元を行える経済財でもあったのである。彼らは高山植物園を作って高山植物を栽培して維持するとともに、高山植物保護法を制定し、採取の制限を求めていった。ブルジョワ登山家協会と肩を並べたいと願っていた自然の友も会員を啓蒙することで、これを模倣し高山植物保護を中心とする自然保護活動に参加したのであった。

第一次世界大戦後、登山の大衆化に伴い、自然保護のルールを守らない人々が増えていく。そのため、啓蒙で大衆と差異化をはかっていた自然の友は、啓蒙しても改心しない人々を「自己利益追求者」として徐々に排除することになった。その際、自然の友は、保護法を重視し、高山植物が法を通じて保護の対象となることで、より価値のある文化財へと変化したとみなし、法を犯せば罰則が科されることを強調した。犯罪は啓蒙と相反し、あつてはならないものであるゆえ「犯罪者」は文化財である自然を享受できない、としたのである。「自然保護法とともに出て行け」というコラムは、啓蒙よりも身体運動を進める社会民主党の方針に従ったことを表現していたが、他方で「啓蒙され得る」会員とそうでない会員との間を区分する尺度、すなわち啓蒙を重視していることをも示していた。従前より啓蒙された登山家であることを自認していた彼らは、そうすることで大衆登山者とは一線を画し、一流のブルジョワ登山家と一体化し、自ら矜持を保っていたともいえるだろう。しかし、その方向性は党の方針に抵触するものだった。

社会民主党は、戦間期多くの青年たちに登山といった身体運動を行わせて健全な「国民」を

育成しようとし、大衆のためのツーリズムを推進していた。自然の友は設立以来、登山を通じて労働者の健康を改善することを目的としていたのであるから、大衆登山に同意しても差し障りはないはずであった。ところが、党の左派や大衆による集団登山推進派に批判されながらも、自然の友の古参たちは啓蒙されたブルジョワ登山家による少人数の登山こそ一流のものだとみなし、それを模倣し続けた。一方、登山家の後継者育成のために裾野を広げなくてはならなかった自然の友は青年のリクルートにおいても、党に依存せざるを得なくなった [M. Wien 1918 (1/2) : V; (3/4) : 1-2; NF 1928: 185; NF. Protokoll : 1928; Neugebauer 1975: 210-211]。そこに自然の友の苦悩があった。党の方針に従いながら、いかにして登山家としての誇りを保つか。その際、文化財としての自然という考え方は自然保護が開始された当時からのものであると同時に、党への同意を表現する資本主義批判にも都合がよかった。そこで、自然の友は文化財としての自然を強調し、「啓蒙され得ない」人々を自然享受可能な人々の枠外へと追い出し、ジレンマを解決しようとしたのである。

党とブルジョワ登山家協会の間に残した自然の友は、このようにして啓蒙を強調して登山家協会としての自負心を保つ一方で、党の意向にも沿うような形で登山を続けたのであった。その姿勢は、一流登山家しか登攀できない高山への避難小屋建設が批判されると、それを「実践的社會主義」だとし、党員のブルジョワ登山家協会への所属を禁止する党の方針を誌面で示しながらも、実際には許容していた点にもみてとれるのである [NF. Prtokolle 1925; M. NF 1932 (7/8): X]。これらについては稿を改めて論じたい。

注

- 1) 本稿で用いる「登山家」は通常「ツーリスト Tourist」という言葉で表現され、登山ルールをわかまえて、有能で一流の登山者であることを意味した。現在、旅行者という意味で用いられている「ツーリスト」と区分するためにこのような表現にした。また、「登山家協会」は「ツーリスト協会 Touristen Verein」の訳であり、左記の用法に準じている。
- 2) 自然の友は、1895年、肺結核が「ウィーン病」と呼ばれるほど生活労働環境が悪かったウィーンで、社会民主党員の小学校教師、職人、大学生等によって労働者の健康改善のために設立された。オーストリアが独裁体制化した1934年に解散されるが、第二次世界大戦後再建され、現在まで存続している。
- 3) 社会民主主義運動の研究によれば、党に所属していたリベラルな知識人が大衆を啓蒙し、労働者階級であることを認識させ、また彼らの一般教養を高めようとしていた。その方向性は戦間期も続き、革新的な教育改革が行なわれたゆえ、啓蒙重視の姿勢が継続されていたことはまちがいない。だが、自然の友以外で啓蒙されない大衆を排除することを考えていたかについては不明である。以下の文献を参照のこと [Böck 1997]。
- 4) シュレージンガーは、ウィーン大学で学んだ後、1910年から下オーストリア博物館で学芸員、39年まで同館館長を、その後下オーストリア州の自然保護顧問を務めた。また、下オーストリア地方誌協会では雑誌の主幹として雑誌の発行に携わるとともに1918年から運営委員、1945年までの間に副会長、会長を歴任した。彼は、ドイツ・プロシア天然記念物保護局長官であったコンヴェンツを高く評価し、彼に倣って様々な活動を行った。シュレージンガーは、キリスト教社会党・ナチ党独裁下においても

自然保護協会を維持できた。戦後は、その協会から1946年自然保護と自然誌のための協会が作られ、48年にオーストリア自然保護同盟となり現在に至っている。

- 5) Das Gesetz, betreffend Maßnahmen zum Schutz der Natur (Naturschutzgesetz), und das Gesetz betreffend den Schutz, die Erhaltung und Verwertung von Natur Höhlen (Landeshöhenschutzgesetz), Gesetz von 3. Juli, 1924, LGBl. Nr. 130/131
- 6) ドイツナショナリストのアルペン協会オーストリア支部長は1927年に連邦記念局自然保護部門の代表となっており [N. Austria 1927: (1) 3; (9) 6; 1928: (4) 8]、社会民主党の自然の友も、シュレージンガーを『自然の友』誌で紹介し、その功績を称えた [NF 1925: 22]。
- 7) 保護の対象となったのは、エーデルワイス、赤ニグリテラ、黒ニグリテラ、フラウエンシュュー（シプリペディウム・サルセオルス）、オフリス四種（蘭）およびさくら草であった。

参考文献

（刊行史料）

- M. Wien *Mitteilungen der Ortsgruppe Wien, Beilage zu Naturfreunde.*
N. Austria *Nachrichten der Sektion „Austria“ des Deutschen Alpenvereins.*
NF „Der Naturfreund“. *Mitteilungen des Touristen-Vereins „Die Naturfreunde“.*
ÖTZ *Österreichische Touristen Zeitung. Offizielles Organ des Oesterreichischen Touristen-Klub.*
NF Protokoll Protokoll der IX. Hauptversammlung des Naturfreundes, zu Leipzig, 27. -30. Juli, 1923, Anträge, 56.
Protokoll der X. Hauptversammlung des Naturfreundes, zu Wien, 4. -6. Juli, 1925, 43.
Protokoll der XI. Hauptversammlung des Naturfreundes, zu Zürich, 17. -19. August, 1928, 11, 26.
Protokoll der XII. Hauptversammlung des Naturfreundes, zu Bregenz, 4. und 5. August, 1932, 96-97.
Schlesinger, Günther 1921 *Naturkunde von Niederösterreich. Richtlinie für Heimatlehre und Heimatforschung.* Wien, Schulwissenschaftlicher Verlag A.
——— 1941 *Naturdenkmale in Niederdonau*, St. Pölten, St. Pöltner Zeitungs-Verlags-Ges.m.b.H.

（未刊行史料）

- Happisch, Leopold 1970 *Geschichte der Naturfreunde. Zeitraum 1895-1933/34*, Wien, Maschinschrift.

（論文・著作）

- 古川高子 2002 「自然」による啓蒙-20世紀初頭オーストリア「自然の友」協会の活動から『Quadrante —クアドランテ（四分儀）—地域・文化・位置のための総合雑誌』4: 271-300.
——— 2008「博物学とツーリズムの結合にみる政治性-20世紀初頭オーストリア社会民主党「自然の友」協会の選択」『Quadrante —クアドランテ（四分儀）—地域・文化・位置のための総合雑誌』10: 448-480.
——— 2009「第八章「寛容と排除」の自然保護運動—二十世紀初頭オーストリア社会民主党「自然の友」協会の活動から」立石博高・篠原琢編著『国民国家と市民-包摂と排除の諸相』山川出版社、pp. 189-215.
——— 2014「大衆政治化期オーストリアにおけるリベラル・ツーリズムの展開」『東欧史研究』36: 3-25.
Baader, Gerhard 2007 *Eugenische Programme in der sozialistischen Parteienlandschaft in Deutschland und Österreich im Vergleich*, in: Gerhard Baader/Veronika Hofer/Thomas Mayer (Hg.), *Eugenik in Österreich. Biopolitische Strukturen von 1900 bis 1945*, Wien, Czernin.
Bensel, Udo 1985 *Soziale Bewegungen im Spannungsfeld zwischen Industriearbeit und Naturbedürfnis dargestellt am Beispiel des Touristenvereins "Naturfreunde"*. Inaugural-Dissertation, Berlin.
Böck, Susanne 1997 *Abstrakte Menschen. Sozialdemokratische Kultur- und Bildungsarbeit als Konzept der Moderne*, in: Herald Troch (Hg.), *Wissen ist Macht! Zur Geschichte sozialdemokratischer Bildungsarbeit*, Wien, Löcker Verlag, 137-164.

- Brückler, Theodor 1989 Zur Geschichte der Österreichischen Heimatschutzbewegung, in: *Österreichische Zeitschrift für Kunst und Denkmalpflege*, XLIII, 3/4 : 145-156.
- Farkas, Reinhard 1992 Der Kampf um Natur und Lebensraum, in Reinhard Farkas (Hg.): *Grüne Wurzeln, Ökologie & spirituelle Reform in der Steiermark*, Fohnsdorf. Verlag Podmenik, 133-152.
- 2013 Umriss einer Geschichte der Naturschutzbewegung bis 1970. Der Naturschutzbund und die Geschichte der Naturschutzbewegung, in: *Natur und Land*, 1/2, 14-18
(http://www.zobodat.at/pdf/nat-land_2013_1-2_0012-0020.pdf, 2018/5/3).
- Gidl, Anneliese 2007 *Alpenverein. Die Städter entdecken die Alpen*, Wien/Köln/Weimar, Böhlau.
- Linse, Ulrich 1986 *Ökopax und Anarchie. Eine Geschichte der ökologischen Bewegung in Deutschland*, München, DTV Deutscher Taschenbuch. (=1990, 内田俊一／杉村涼子訳『生態平和とアナキー ドイツにおけるエコロジー運動の歴史』法政大学出版局.
- 1993 Das Proletariat- Komplize der kapitalistischen Naturausbeutung?, in: Jost Hermand(Hg.), *Mit den Bäumen sterben die Menschen. Zur Kulturgeschichte der Ökologie*, Köln/Weimar/Wien, Böhlau,119-148. (=1999, 山縣光晶訳「第四章森にレクリエーションを求めた勤労者たち」『森なしには生きられない ヨーロッパ・自然美とエコロジーの文化史』築地書館.)
- 1991 Die “freie Natur” als Heimat: Naturaneigung und Naturschutz in der älteren Naturfreundebewegung, in : Wulf Erdmann/ Jochen Zimmer (Hg.), *Hundert Jahre Kampf um die freie Natur*, Essen, Klartext, 63-77.
- Malaniuk, Michale 1997 *Österreichisches Bergsportrecht. Die freie Zugang zur Natur*, Wien, Verlag Österreich.
- McEwen, Britta 2012 *Sexual Knowledge. Feeling, Fact and Social Reform in Vienna, 1900-1934*, New York/Oxford, Berghahn Books.
- Müller, Robert 1974 *Fremdenverkehrswerbung in Österreich. Historische Beispiele seit 1884*, Wien, Handelsministerium.
- Neugebauer, Wolfgang 1975 *Bauvolk der kommenden Welt. Geschichte der sozialistischen Jugendbewegung in Österreich*, Wien, Europaverlag.
- Straubinger, Johannes 2009 *Die Geburt einer Landschaft*, Salzburg, Books on Demand GmbH.
- Turda, Maria 2010 *Modernism and Eugenic*, London, palgrave macmillan.
- Tschofen, Bernhard 1999 *Berg Kultur Moderne. Volkskundliches aus den Alpen*, Wien, Sonderzahl.
- Wunderer, Hartman 1980 *Arbeitervereine und Arbeiterparteien. Kultur-und Massenorganisationen in der Arbeiterbewegung,1890-1933*, Frankfurt a.M./New York, Campus Verlag.